

## 支援センター中

### 事業概要

平成29年度も、就労継続支援B型は定員25名、生活介護は定員15名と合わせて40名定員で稼働率100%になるように引き続き努めます。

ホームズ中央は、利用者・家族の生活ステージを把握して地域生活の展開とホーム設置の検討を行います。

上記3事業と日中一時支援事業、居宅サービス事業を含む5事業とも連携をして、本人、家族の高齢化の生活にも貢献できるように努めます。

引き続き、各事業の利用者確保・安定に力を入れていきます。利用者家族のニーズに合ったサービスが提供できるように、生活、仕事、または、生産活動、余暇活動のバランスを十分考慮し、心身共に健康で明るく毎日を過ごせるように、また、職員も支援スキルをあげられるように研修を続けます。

### 事業内容

#### 1. 支援センター中(就労継続支援B型事業・日中一時支援事業)

##### 【事業目的】

大阪市指定の就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な就労継続支援B型サービスを提供する。

##### 【運営方針】

- 1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

##### 【所在地】

大阪府大阪市東成区玉津2-11-28

【利用者定員】 25名

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者1名  
職業指導員1名・生活支援員4名（送迎業務含む）  
目標工賃達成支援員1名

## 【営業日及び営業時間等】

### (ア) 営業日

月曜日から金曜日までと、土曜日（開所日は年間行事予定表による）とする。ただし、国民の祝日、8月12日、12月29日から1月3日までを除く。

### (イ) 営業時間

午前9時から午後5時45分までとする。

午前9時から午後2時00分までとする。（月1回から2回土曜日）

### (ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日までと、土曜日（開所日は年間行事予定表による）とする。ただし、国民の祝日、8月12日、12月29日から1月3日までを除く。

### (エ) サービス提供時間

午前9時30分から午後4時までとする。

午前9時30分から午後1時00分までとする。（毎月第1水曜日  
土曜開所日）

## 【指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者】

知的障害者（18歳未満の者を除く）・精神障害者（18歳未満の者を除く）

身体障害者（18歳未満の者を除く）

## 【指定就労継続支援B型の内容】

### 1、支援内容

- (1) 個別支援計画の作成
  - (2) 食事の提供
  - (3) 身体等の介護
  - (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
  - (5) 就労の機会の提供及び生産活動(委託加工、自主製品作成)
  - (6) 実習先企業等の紹介
  - (7) 求職活動支援
  - (8) 職場定着支援
  - (9) 生活相談
  - (10) 健康管理
  - (11) 訪問支援
  - (12) 送迎サービス
  - (13) 土曜開所の実施
  - (14) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

### 2、年間行事等予定

4月 土曜開所2回

5月 土曜開所2回

- 7月 避難訓練、土曜開所 2回
  - 8月 夏期休所（8/14、15）・大阪大会（大東市8/27）  
土曜開所 2回
  - 9月 健康診断、一泊旅行（9月または10月で実施の検討中）  
土曜開所 1回
  - 10月 一泊旅行（9月または10月で実施の検討中）  
土曜開所 1回
  - 11月 さくらフェスタ（11/3）、ふれあい広場（11/4）  
しらさぎ祭り（未定）、ポジ祭（長居公園＝未定）  
るんるんバザー（未定）、土曜開所 1回
  - 12月 クリスマス会（12/16土曜開所）  
冬期休所（12/29～1/3）、土曜開所 2回
  - 1月 新年会（1/4）・土曜開所 2回
  - 2月 避難訓練
  - 3月 テーブルマナー訓練、土曜開所 2回
- ※土曜開所（月1～2回の土曜日実施）/歯科訪問毎月実施。  
※学習会（年2回実施）、健康診断（年1回実施）

#### 【利用者から受領する費用の額等】

障害者総合支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

- ・昼食 1食につき370円
- ・日用品費の実費
- ・送迎サービスの提供に係る費用 月額13,000円ないし日額800円（片道400円）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

#### 【工賃の支払等】

1ヵ月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

#### 【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。
- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。
- (3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

#### 【通常の事業の実施地域】

大阪市の全域及び八尾市、東大阪市の一部とする。

#### 【保護者会との協力】

事業所は「支援センター中保護者会」（就労継続支援B型事業＋生活介護事業の利

利用者家族は合同の保護者会とする)と協調し、事業の円滑な実施に努める。また、保護者会活動ならびに大阪手をつなぐ育成会の支部活動に協力する。

## 2. 生活介護事業

### 【事業目的】

大阪市指定の生活介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立って適切な生活介護サービスの提供を行う。

### 【運営方針】

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【所在地】大阪府大阪市東成区玉津2-11-28

【利用者定員】 15名

【職員配置】管理者1名・サービス管理責任者1名・生活支援員4名(送迎業務含む)

### 【営業日及び営業時間等】

#### (ア) 営業日

月曜日から金曜日までと、土曜日(開所日は年間行事予定表による)とする。ただし、国民の祝日、8月12日、12月29日から1月3日までを除く。

#### (イ) 営業時間

午前9時から午後5時45分までとする。

午前9時から午後2時00分までとする。(月1回から2回土曜日)

#### (ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日までと、土曜日(開所日は年間行事予定表による)とする。ただし、国民の祝日、8月12日、12月29日から1月3日までを除く。

#### (エ) サービス提供時間

午前9時30分から午後4時までとする。

午前9時30分から午後1時00分までとする。(毎月第1水曜日、土曜開所日)

### 【指定生活介護事業を提供する主たる対象者】

障害を持つ区分3以上の方(18歳未満の者を除く)、50才以上の区分2以上の方。

## 【指定生活介護事業の内容】

### 1 支援内容

- 1 食事・排泄等の介護、日常生活上の援助
- 2 軽作業等の生産活動や創作活動の機会の提供
- 3 身体能力、日常生活能力の維持・向上のための援助
- 4 ゲーム・カラオケ・外出・季節行事などの活動
- 5 送迎サービス

### 2 年間行事等予定

- 4月 土曜開所 2回
- 5月 土曜開所 2回（季節の行事・端午の節句会）
- 7月 避難訓練、土曜開所 2回
- 8月 夏期休所（8/14、15）・大阪大会（大東市8/27）  
土曜開所 2回（どんどこ祭り）
- 9月 健康診断、一泊旅行（9月または10月で実施の検討中）  
土曜開所 1回（季節の行事・お月見会）
- 10月 一泊旅行（9月または10月で実施の検討中）  
土曜開所 1回
- 11月 ふれあい広場（11/4）、土曜開所 1回
- 12月 クリスマス会（12/16土曜開所）  
冬期休所（12/29～1/3）、土曜開所 2回
- 1月 新年会（1/4）・土曜開所 2回（書初め）
- 2月 避難訓練・季節の行事（豆まき）
- 3月 季節の行事・花見、テーブルマナー訓練、土曜開所 2回（季節の行事・ひな祭り）

※土曜開所（月1～2回の土曜日実施）/歯科訪問毎月実施。

※学習会（年2回実施）・健康診断（年1回実施）

## 【利用者から受領する費用の額面】

障害者総合支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

- ・昼食1食につき370円
- ・個人による創作活動などの材料費は実費

## 【工賃の支払い】

生産活動に参加された方は、支援センター中の支給算定により支給する。

## 【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。

- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。
- (3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

#### 【通常の事業の実施地域】

大阪市の全域及び八尾市、東大阪市の一部とする。

#### 【保護者会との協力】

事業所は「支援センター中保護者会」（就労継続支援B型事業＋生活介護事業の利用者家族は合同の保護者会とする）と協調し、事業の円滑な実施に努める。また、保護者会活動ならびに大阪手をつなぐ育成会の支部活動に協力する。

#### 【今後の方向性】

**就労継続支援B型事業**については、「働くことでお金が得られる。お金を使って少しでも生活が豊かにする。作業をすることで社会の一員として貢献している。」利用者が働き続ける・生活を豊かにすることを目的として少しでも作業工賃を上げられるように、当事業所に加工依頼している企業に対し加工賃を上げてもらえるように引き続き交渉をしていきます。また、個々の利用者能力に応じた作業提供を心がけ、少しでも作業を通して能力が向上できるように、作業提供・見直しを行っていきます。さをりについては新たな商品開発に取り組み、販売については昨年以上にバザー・祭り等に参加できるようにします。（基本委託販売）平行して各支援センターに販売協力を求めて販売員の負担軽減に努めます。

年齢が上がるにつれ体力の低下や健康維持が難しくなっている状況があります。体力・健康面を維持する目的として日課プログラムの見直し、土曜開所を利用して運動プログラム（体を動かす）を取り入れていきます。

**生活介護事業**については、働く＝お金が結びつくことを意識してもらうことを目的とした作業プログラムを引き続き行います。また、余暇活動については利用者やご家族の意見を反映したプログラムの導入を進めていきます。さらに少しでも社会参加を進めるため季節行事を利用して外出する機会を増やしていきます。

4月から利用者が3名増、その為、利用者が安心して楽しめる活動スペースが確保できない状況である。今年度中に改修工事を行い利用者が活動しやすいスペース確保に努めます。

### 3. ホームズ中央(共同生活援助)

#### 【事業目的】

大阪市指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

**【運営方針】**

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 利用者が主体的で豊かな生活を送ることができるように、ホームの世話人と生活支援員およびバックアップ職員が密接に連携協力し、様々な支援業務を行う。個別支援計画を基本にすえた支援を展開する中で、とりわけ栄養管理の確立、生活費や預り金などの金銭管理システムの確立を目指す。併せて世話人および関係職員の資質向上を図る。

**【所在地】**

名 称	所在地	入居定員
ひだまり	八尾市光町 2 丁目	5 名(4 月まで) 8 名(5 月以降)
かみきたホーム	大阪市平野区加美北 1 丁目	5 名
しょうじホーム 主たる事業所	大阪市生野区小路 2 丁目	7 名
さとホーム	大阪市東成区中本 5 丁目	4 名

**【職員配置】** 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名 世話人 13 名 生活支援員 7 名

**【対象者】** 知的障害者、精神障害者

**【サービスの提供方法及び内容】**

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援（コーディネート、情報提供）
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

**【利用者から受領する費用の額等】**

ひだまり (4 月まで)	(1) 家賃	月額	31,200 円
	(2) 光熱水費	月額	10,200 円
	(3) 食材料費(朝食・夕食)日用品費	月額	20,000 円
	お弁当(昼食)食材料費	1 食	300 円

	(4) 備品修理買い替え費	月額	2,000円	
ひだまり (5月以降)	(1) 家賃	月額	29,200円	
	(2) 光熱水費	月額	10,000円	
	(3) 食材料費	月額	20,000円	
	お弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
	(4) 日用品費	月学	2,000円	
	(5) 備品修理買い替え費	月額	2,000円	
かみきたホーム	(1) 家賃	301号 和室	月額	30,600円
		6畳洋室	月額	29,600円
		4.5畳洋室	月額	28,600円
		304号 和室	月額	30,600円
		6畳洋室	月額	30,600円
	(2) 光熱水費	月額	8,400円	
	(3) 食材料費	月額	20,000円	
	(4) 日用品費	月額	2,000円	
	(5) 備品修理買い替え費	月額	2,000円	
	しょうじホーム	(1) 家賃	和室6畳	月額
		和室8畳	月額	27,500円
		洋室6畳	月額	24,500円
		洋室5畳	月額	22,500円
(2) 光熱水費		月額	10,000円	
(3) 食材料費		月額	20,000円	
さとホーム	(4) 日用品費	月額	2,000円	
	(5) 備品修理買い替え費	月額	2,000円	
	(1) 家賃	月額	23,000円	
	(2) 光熱水費	月額	10,000円	
	(3) 食材料費	月額	20,000円	

#### 【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

## 4. 居宅介護事業

### 【事業目的】

大阪市指定の居宅介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

### 【運営方針】

- 1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 居宅介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話 06-6975-3380 FAX 06-6748-0336

【職員配置】 管理者 1名 サービス提供責任者1名 従業者 3名

【対象者】 知的障害者・児

### 【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排せつの介護
  - ③ 衣類着脱の介護
  - ④ 入浴の介護
  - ⑤ 身体の清拭、洗髪
  - ⑥ 通院等の介助（事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。）
  - ⑦ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
  - ① 調理
  - ② 衣類の洗濯、補修
  - ③ 住居等の掃除、整理整頓
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ 関係機関との連絡
  - ⑥ その他必要な家事

## **(移動支援事業)**

### **【事業目的】**

大阪市指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

### **【運営方針】**

- 1 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 5 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 6 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 7 前六項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）及び大阪市移動支援事業実施要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

**【所在地】** 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話 06-6975-3380 FAX 06-6748-0336

**【職員配置】** 管理者 1名 サービス提供責任者1名 従業者 6名

**【対象者】** 知的障害者・児

### **【サービスの提供方法及び内容】**

- ① アセスメント等の実施
- ② 移動支援計画の作成・交付
- ③ 外出の準備に伴う支援（整容、手荷物準備等）
- ④ 外出時における移動の介護
- ⑤ 外出時の利用者の健康面の管理
- ⑥ 外出中及びその前後における他者とのコミュニケーションに係る支援等
- ⑦ 外出から帰宅した直後の支援（荷物整理等）
- ⑧ 日々の支援の内容を記録
- ⑨ 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言